平成２４年（フ）第４７１号
岡山県玉野市番田2959番地
債務者　村島　　博
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字城井710番地
債務者　上田　尚子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４８６号
東京都足立区弘道１丁目５―20　第三弘道プラザ303
債務者　小林　一仁
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５８３号
東京都足立区東伊興４丁目８―26
債務者　黒川　理人
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５９６号
東京都品川区東大井３丁目10―23　第５浜田荘206
債務者　齋藤　章夫
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５９８号
東京都江戸川区平井７丁目３－２―1106
債務者　中野　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６０８号
東京都大田区南蒲田２丁目８－４　第二山一ビル201
債務者　松原　廣義
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１２号
千葉県勝浦市墨名360―13　レジデンス三元１－K
債務者　金田由美子（旧姓古野）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６１３号
東京都板橋区三園１丁目48―17　Ｋｕｏｎ203
債務者　波多江桐子・金山桐子こと　金　　桐子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６６０号
埼玉県さいたま市浦和区元町２丁目５―13―202
債務者　上野まゆ美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６６１号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉４丁目14―８―104
債務者　齊藤　行治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８２号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原656番地　津嘉山荘101号室
債務者　仲地　　栄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２００号
沖縄県沖縄市南桃原２丁目９番12号稲嶺方
債務者　山内　政子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４５４号
静岡県浜松市東区小池町60番地　鷺の宮団地松１―202、前住所静岡県浜松市東区有玉南町1720番地の１　有玉ステーションハイツ２―203号室
債務者　山内　英彦
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
静岡県浜松市中区龍禅寺町585番地の１
債務者　三宅三千雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係